

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第48号

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例（平成30年四日市市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（総合体育館の管理）</u></p> <p><u>第3条 総合体育館の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>（指定管理者の業務の範囲）</u></p> <p><u>第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）第6条に規定する使用許可、第13条に規定する使用許可の取消し、第14条に規定する特別の設備の設置許可その他使用許可に関する業務</u></p> <p><u>（2）第9条に規定する利用料金の徴収、第10条に規定する利用料金の減免、第11条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務</u></p> <p><u>（3）維持管理に関する業務</u></p> <p><u>（4）前3号に掲げるもののほか、総合体育館の運営に関して四日市市長（以下</u></p>	

「市長」という。）が必要と認めた業務

(使用時間)

第5条 総合体育館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が総合体育館の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 総合体育館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、総合体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(回数券の相互利用に係る特例)

第7条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年四日市市条例第31号)第5条及び同条例第7条の規定により、指定管理者から回数使用券に係る使用許可を受けた者は、第9条及び別表第3(備考を除く。)の規定に関わらず、利用料金の納付に代えて当該回数使用券を指定管理者に提出し、アリーナ及び多目的室の個人使用に係る許可を受けることができる。

(使用時間)

第3条 総合体育館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、四日市市長(以下「市長」という。)が総合体育館の管理上必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第4条 総合体育館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、総合体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(回数券の相互利用に係る特例)

第5条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年四日市市条例第31号)第5条及び同条例第7条の規定により、指定管理者から回数使用券に係る使用許可を受けた者は、第7条及び別表第3(備考を除く。)の規定に関わらず、使用料の納付に代えて当該回数使用券を市長に提出し、アリーナ及び多目的室の個人使用に係る許可を受けることができる。

(使用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合体育館の使用を許可しない。

(1)から(3)まで (略)

(利用料金)

第9条 総合体育館の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、別に市長が定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合体育館の使用を許可しない。

(1)から(3)まで (略)

(使用料)

第7条 総合体育館の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時に使用料を前納しなければならない。ただし、別に市長が定める基準に従い、特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める使用料の額は、別表第1から別表第3までに定める額とする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

第12条 (略)

(使用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)から(3)まで (略)

(特別の設備)

第14条 使用者は、総合体育館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、総合体育館の使用が終わったとき又は第13条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに総合体育館を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを代行し、使用者からその費用を徴収するものとする。

第16条 (略)

(免責)

第17条 この条例に基づく処分によって生じた損害については、市及び指定管

第10条 (略)

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)から(3)まで (略)

(特別の設備)

第12条 使用者は、総合体育館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、総合体育館の使用が終わったとき又は第11条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに総合体育館を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、使用者からその費用を徴収するものとする。

第14条 (略)

(免責)

第15条 この条例に基づく処分によって生じた損害については、市はその責め

理者はその責めを負わない。

第18条 (略)

を負わない。

第16条 (略)

改正後

別表第1 (第9条関係)

専用利用料金の上限額

(略)

備考

- 1 使用許可時間以外の超過使用は、1時間単位とする。この場合における利用料金の上限額は、直近の時間区分(全日を除く。)の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 2 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間までとし、その利用料金の上限額は各時間区分の規定料金の合計額とする。
- 3 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。
- 4 アリーナを土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の120の額とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。
- 5 アリーナの一部を利用する場合において、その使用面積がアリーナ床面積の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に相当する場合の利用料金の上限額は、それぞれ当該使用時間区分の規定料金の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1を乗じた額とする。
- 6 弓道場の利用料金の上限額は、近的射場又は遠的射場それぞれの規定料金の額とし、当該近的射場又は遠的射場を半面使用する場合の利用料金の上限額は、それぞれ規定料金の100分の50の額とする。
- 7 (略)

改正前

別表第1（第7条関係）

専用使用料

（略）

備考

- 1 使用許可時間以外の超過使用は、1時間単位とする。この場合における使用料は、直近の時間区分（全日を除く。）の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 2 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間までとし、その使用料は各時間区分の規定料金の合計額とする。
- 3 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。
- 4 アリーナを土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合の使用料は、規定料金の100分の120の額とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。
- 5 アリーナの一部を利用する場合において、その使用面積がアリーナ床面積の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に相当する場合の使用料は、それぞれ当該使用時間区分の規定料金の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1を乗じた額とする。
- 6 弓道場の使用料は、近的射場又は遠的射場それぞれの使用料の額とし、当該近的射場又は遠的射場を半面使用する場合の使用料は、それぞれ規定料金の100分の50の額とする。
- 7 （略）

改正後

別表第2（第9条関係）

個人利用料金の上限額（普通使用券）

（略）

備考 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金の上限額は、規定料金

の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第2（第7条関係）

個人使用料（普通使用券）

（略）

備考 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正後

別表第3（第9条関係）

個人利用料金の上限額（回数使用券）

（略）

備考 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第3（第7条関係）

個人使用料（回数使用券）

（略）

備考 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、改正前の四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 新条例第9条及び別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)